

水浴場水質判定基準の改正について

2026 年 6 月 18 日、環境省は「水浴場水質判定基準」の改正を発表し、2027 年度からは改正基準による水浴場の水質調査が実施される予定です。

今回の主な変更点については、下記の 2 点となります。

①判定基準項目の「ふん便性大腸菌群数」が「大腸菌数」へ変更

2021 年 10 月の生活環境項目環境基準の改正において、大腸菌群数が大腸菌数に変更されたことを受け、水浴場判定基準においても、より正確にふん便汚染を示す項目である大腸菌数へ改正されました。大腸菌数の基準値については、その時と同様に、米国環境保護庁 (USEPA) の疫学調査と大腸菌数の罹患者数の関係を参考に検討されました。

②COD を判定基準項目から削除

COD は衛生的なリスクとの関連性が低いことや、諸外国での水浴又はレクリエーション用途に係る基準では COD を対象としているものが少ないこと等の背景から、削除となりました。

今後、数値の取扱い等の詳細な調査要領が自治体宛てに通知される予定です。

当社では河川水等の環境水分析に加え、排水の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社排水分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026 年 6 月 18 日付 環境省 報道発表資料](#)

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

- [1. 令和 8 年度水浴場（開設前）の水質調査結果について](#)
- [2. 令和 7 年度公共用水域（河川及び湖沼）の水質測定結果について](#)

包装および包装廃棄物規則の指針文書について

欧州委員会は、2026 年 8 月 12 日から適用される包装および包装廃棄物に関する規則 (EU)2025/40（以下、PPWR）について、加盟国および事業者が規則を統一的に運用できるよう支援することを目的とした指針文書を、2026 年 6 月 10 日付の EU 官報に公表しました。

本指針では、委員会が加盟国当局を含む関係者から、PPWR の特定の条項の解釈について多くの質問を受けていたことを踏まえ、特に質問の多かった以下の主な事項について法的規定と委員会の解釈が示されています。

- ・本指針の目的・適用範囲
- ・包装の定義
- ・製造者・生産者の定義
- ・包装に該当するか否かの具体例
- ・包装の分類や義務主体の判断など

また、委員会は本指針と併せて、2026 年 3 月 30 日公表の FAQ 参照を推奨しており、今後の規則適用や委任法・実施法の整備状況、実務上の運用経験を踏まえ、指針文書および FAQ を必要に応じて更新する方針を示しています。

当社では製品分析について実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 2026 年 6 月 10 日付 EU 官報

< 臨時休業について >

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業 9 月 3 日（木）



消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 12 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)